

2022年2月

一般社団法人日本海運集会所

### 内航定期傭船契約書及び内航タンカー定期傭船契約書改定趣旨書

2021年5月14日に「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（以下、「海事産業強化法」）が参議院本会議において全会一致で可決され成立しました。この法律は、造船・海運分野の競争力強化の他、船員の働き方改革や内航海運の生産性向上などによる海事産業全体の基盤強化を図ることを目的とするもので、これに伴い、造船法や海上運送法、船員法、船員職業安定法、内航海運業法、船舶安全法の6つの法律が改正されることとなりました。そしてこれらの法改正に伴い、日本海運集会所書式制定委員会制定の内航定期傭船契約書と内航タンカー定期傭船契約書にそれぞれ改定の必要が生じたため、本年2月開催の2020年・2021年度第4回書式制定委員会において以下の改定が提案され、全会一致で承認されました。

海事産業強化法の成立に伴い改正された船員法及び船員職業安定法では、船舶所有者に対し、選任した労務管理責任者の下、船員の労働時間等の管理や労働時間等に応じた適切な措置（乗船サイクルの調整等）を講じる義務が規定され、内航海運業法でも、オペレーターに対し、船員の労働時間に配慮した運航計画を作成する義務が規定された上、荷主に対してはその協力義務を規定するだけでなく、これを阻害する荷主への勧告・公表制度が創設されました。そしてこれらに実効性を持たせるため、内航海運業法第9条（書面の交付）には「内航海運業者は、内航海運業に係る業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該契約の相手方に対し、提供する役務の対価その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。」との規定が新設されました。2022年1月7日付で公布された内航海運業法施行規則を改正する国土交通省令では、その第11条の2第2項二で、定期傭船契約書において記載すべき事項として、具体的に次の事項が盛り込まれました。

- イ 契約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ロ 提供する役務の範囲、期間及び対価に関する事項
- ハ 提供する役務に係る費用を負担する者に関する事項
- ニ 荷役作業その他の内航海運業に附帯する業務を行う者及び当該業務に係る費用を負担する者に関する事項
- ホ 契約の変更及び解除に関する事項
- ヘ 損害賠償の責任に関する事項
- ト 定期傭船契約にあつては、次に掲げる事項
  - (1) 当該契約に係る船員の職種及び数並びに予備船員の数に関する事項
  - (2) 当該契約に係る船員の過労を防止するための航行期間の制限その他の船舶の利用の制限をする場合は、当該制限に関する事項

この内航海運業法施行規則で記載すべきものとされた事項のうち、イ～ヘについては旧内航定期傭船契約書及び旧内航タンカー定期傭船契約書で既に対応しておりましたが、トについては新たに規定を設ける必要がでてきたため、以下の規定を追加することとしました。

(1) 内航定期傭船契約書の改定

- ① 第一部に「④船員数及び職名」及び「⑤予備船員数（又は予備員率）」の記載欄を新設しました。

(事務局注：「職名」の記載については、船員交代の際に不都合が生じないよう「一等航海士又は二等航海士何名」といった具合に幅を持たせて記載されることも可能で、また「予備船員数（又は予備員率）」の記載については、船舶管理会社や船員派遣会社から船員の派遣を受ける場合もあるため、当該船主の直接雇用する予備船員数（又は予備員率）ではなく、当該船舶に対する予備船員数（又は予備員率）について記載いただくことを予定しました。本来予備員率とは、個々の船会社における乗船中の船員に対して、休暇中や待機中の船員がどの程度いるのかを示す値ですので、本書式においては、本船が傭船期間中絶えず稼働するための、当該船舶に乗船中の船員の数に対する、想定している予備船員の数の割合を記載することも認められることとなります。)

- ② 第二部に船員の過労の防止措置に関する以下の規定を新設しました。

**「第13条【船員の過労の防止措置】」**

1. 船主は、船員の労働時間、作業による心身への負荷その他の船員の状況に鑑み、労働時間の短縮、休日又は有給休暇の付与、乗り組む船舶の変更その他国土交通省令で定める措置を講ずる必要があると認める場合で、その適切な措置を講ずるため運航計画の作成及び実施に関する事項について変更の必要があると認めるときは、傭船者に対し意見を述べなければならない。（事務局注：船員法第67条の2をご参照ください）
2. 傭船者は、船員の労働時間を考慮した適切な運航計画の作成その他の船員の過労を防止するために、必要な措置を講じなければならない。（事務局注：内航海運業法第12条をご参照ください）
3. 傭船者は、本条第1項による船主の意見を受けたときは、その意見を尊重しなければならない。（同）

- ③ 実務上、ダンネージ等の処分費用を船主が負担させられているケースが見られるため、これが傭船者の費用であることをこれまで以上に明確にするため、今回の改定を機に、第二部第5条の【当事者費目】〔傭船者費目〕に以下のとおり下線部分を追加しました。

(旧書式)

マット、ダンネージ、甲板積木材に要するスタンションその他積荷に関する諸費用

(新書式)

マット、ダンネージ、甲板積木材に要するスタンションその他積荷に関する「資材の提供及び処分を含めた」諸費用

(2) 内航タンカー定期傭船契約書の改定（内航定期傭船契約書と同様の記載欄及び規定の新設）

- ① 第一部に「④船員数及び職名」及び「⑤予備船員数（又は予備員率）」の記載欄を新設しま

した。

② 第二部に船員の過労防止措置に関する以下の規定を新設しました。

**「第12条【船員の過労の防止措置】**

1. 船主は、船員の労働時間、作業による心身への負荷その他の船員の状況に鑑み、労働時間の短縮、休日又は有給休暇の付与、乗り組む船舶の変更その他国土交通省令で定める措置を講ずる必要があると認める場合で、その適切な措置を講ずるため運航計画の作成及び実施に関する事項について変更の必要があると認めるときは、傭船者に対し意見を述べなければならない。
2. 傭船者は、船員の労働時間を考慮した適切な運航計画の作成その他の船員の過労を防止するために、必要な措置を講じなければならない。
3. 傭船者は、本条第1項による船主の意見を受けたときは、その意見を尊重しなければならない。」

(3) 内航定期傭船契約書及び内航タンカー定期傭船契約書に共通の改定

今回の改定を機に、旧内航定期傭船契約書と旧内航タンカー定期傭船契約書とでバラバラの位置に規定されていた「オーvertime」と「本船仕様の追加変更」の規定を、それぞれ「当事者費目」の後と「返船時の本船の状態」の後に移しました（ただし、内航定期傭船契約書には、第11条に、内航タンカー定期傭船契約書にはない「甲板積み貨物」の規定があるため、以降、内航定期傭船契約書と内航タンカー定期傭船契約書とで対応する条文の番号が1条ずつずれることになります）。また上記修正に伴い、各条文番号及び参照条文番号等を適宜修正しました。

以 上